

都道府県別エネルギー消費統計の推計方法とその変更について

令和6年12月
資源エネルギー庁

本統計の推計方法

今回公表する都道府県別エネルギー消費統計の推計に用いたデータとその推計方法を以下に示す。

推計に用いたデータ

都道府県別エネルギー消費統計の推計には、企業・事業所他、家庭及び運輸の部門別に、以下に示すデータを用いている。

表 都道府県別エネルギー消費統計における部門別の推計方法

企業・事業所他	<ul style="list-style-type: none">● 石油等消費動態統計調査対象事業所、及びエネルギー消費統計調査対象事業所のうちエネルギー管理指定工場は、各統計の個票を直接集計している。● 上記以外の事業所は、総合エネルギー統計の値をもとに、都道府県別・業種別の従業者数で按分している。
家庭	<ul style="list-style-type: none">● 都市ガスはガス事業年報及びガス事業生産動態統計をもとに推計している。● 熱は熱供給事業便覧の販売量を都道府県別に集計している。● 電力、プロパンガス及び灯油は家計調査の購入数量をもとに推計している。● 太陽光発電の自家発自家消費は、固定価格買取制度（FIT）における住宅用太陽光発電受電量等をもとに推計している。
運輸	<ul style="list-style-type: none">● 家計調査のガソリン購入数量をもとに推計している。

エネルギー転換部門の扱いについて

エネルギー転換部門の消費量の扱いについては、転換を行う主体の違いによって計上の考え方が異なっている。

エネルギー供給事業者がエネルギー転換を行う場合

転換したエネルギーを供給することを生業としている電気事業者、都市ガス事業者及び熱供給事業者の場合、これらの事業者が転換したエネルギーを最終的に消費する需要家側で消費量を計上する。



図 エネルギー供給事業者がエネルギー転換を行う場合の計上方法

自家発電による電力を消費する場合

事業所内で自家発電や蒸気発生を行い、生成されたエネルギーの大半を自ら消費する場合、投入した燃料量を最終消費として計上する。

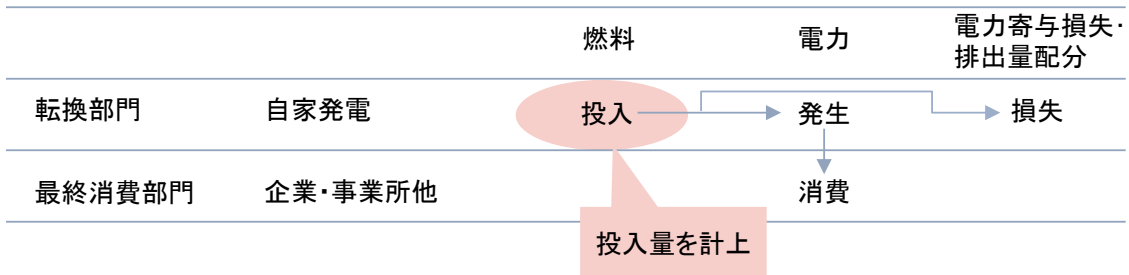


図 自家発電を行い自家消費する場合の計上方法

事業所内で石炭製品を製造する場合

自家発電と同様に、石炭（原料炭）を投入し、事業所内で発生させたコークス、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガス等の石炭製品を消費する場合、事業所内で最初に投入した石炭（原料炭）を消費量として計上する。



図 石炭製品を製造する事業者の計上方法

本統計の推計方法の変更について

変更のポイント

今回公表する都道府県別エネルギー消費統計では、主に以下に示す推計方法の変更を行っている。

- ▶ 家庭の電気のエネルギー消費における補正方法の精緻化

以下に、具体的な内容を解説する。

具体的な変更内容

家庭の電気のエネルギー消費における補正方法の精緻化

家計調査を用いた推計において、家庭部門の電気の推計に用いる補正係数の精緻化を図った。従来、消費支出補正の推計に用いる県民経済計算の「家計最終消費支出」について、帰属家賃を除いた家計最終消費支出を用いた集計を実施した。なお、帰属家賃を除いた国内家計最終消費支出は、データ整備がされていない年度や都道府県もあることから、一部の都道府県は経済活動別県内総生産に示されている不動産業産出額等を用いて補正を行った。しかし、補正の際に世帯人員補正と消費支出補正を用いているが、世帯人員補正にも消費支出の補正が含まれており消費支出が過剰に補正されてしまうことが懸念された。そこで、世帯人員補正係数に消費支出の影響を排除した世帯人員補正係数を全国・10 地方ごとに作成し補正を行った。また、消費支出係数についても暦年の消費支出と電気代から重回帰分析により全国・10 地方共通の消費支出係数を作成し補正を行った。

この変更は過年度分も含め全年度に対して遡及推計している。